

◎新潟県連合海区漁業調整委員会告示第3号

新潟県連合海区漁業調整委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年12月新潟県連合海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を改正し、令和6年6月28日から実施する。

令和6年6月28日

新潟県連合海区漁業調整委員会 会長 土屋 貞 男

新潟県連合海区漁業調整委員会の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程（平成17年12月新潟県連合海区漁業調整委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等（以下「削除条等」という。）を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び号の表示並びに削除条等を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び項の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 新潟県連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の所管する手続等に関し、<u>新潟県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u>（平成16年新潟県条例第83号。以下「条例」という。）第4条から第8条までの規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>2 <u>委員会の所管する手続等（条例第4条から第7条までの規定の適用を受けるものを除く。）</u>に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の規定の例による。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程で使用する用語は、<u>条例</u>で使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手続等の公表)</p> <p>第3条 委員会は、委員会がこの規程の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を<u>公表する</u>ものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 新潟県連合海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の所管する手続等に関し、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合においては、他の規程に特別の定めのある場合を除くほか、この規程の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この規程で使用する用語は、<u>新潟県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成16年新潟県条例第83号。以下「条例」という。）で使用する用語の例による。</p> <p>2 (略)</p> <p>(手続等の告示)</p> <p>第3条 委員会は、委員会がこの規程の規定により電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う手続等について、あらかじめ根拠となる法令又は条例等の名称及び条項を<u>告示する</u>ものとする。</p>

(申請等に係る電子情報処理組織)

第4条 条例第4条第1項に規定する県の執行機関等が定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、申請等をする者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第5条 条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により申請等を行う者（以下「電子申請等を行う者」という。）は、委員会が定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2～4 (略)

5 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものは、第2項に規定する電子署名又は第3項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

6 (略)

(電子情報処理組織による申請等)

第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して申請等を行う者（以下「電子申請等を行う者」という。）は、委員会が定めるところにより、当該電子申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって委員会が定める技術的基準に適合するものから、次に掲げる事項を入力して、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することにより、申請等を行わなければならない。ただし、条例等の規定により添付すべきこととされている書面等の提出をもって第2号に掲げる事項の入力及び当該ファイルへの記録に代えることができる。

(1) 電子情報処理組織を使用して申請等を行う場合において使用することとされている様式であって、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能なものに記録すべき事項

(2) 当該申請等を書面等により行う場合において条例等の規定により添付すべきこととされている書面等又は電磁的記録に記載され、若しくは記録されている事項又は記載すべき、若しくは記録すべき事項（前号に掲げる事項を除く。）

2～4 (略)

5 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、第2項に規定する電子署名又は第3項に規定する識別符号及び暗証符号の入力とする。

6 (略)

7 委員会は、電子申請等を行う者が第1項第2号に掲げる事項を入力する場合において、次の各号に掲げるときは、当該各号に定める事項の入力を要しないものとすることができる。

(1) 電子申請等を行う者に係る第2項第1号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る登記事項証明書であって、当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名又は資格を確認するために添付を求めているものに記載された事項

(2) 電子申請等を行う者に係る第2項第2号に掲げる署名用電子証明書を送信するとき。当該電子申請等を行う者に係る住民票の写しであって、

当該電子申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項

- (3) 電子申請等を行う者に係る第2項第3号に掲げる電子証明書を送信するとき。当該電子申請書を行う者に係る登記事項証明書であって当該電子申請等を行う者の名称、所在地、代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの又は住民票の写しであって氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているものに記載された事項
(平28連合海漁調委告示1・一部改正)

(情報通信技術による手数料の納付)

第6条 条例第4条第5項に規定する県の執行機関等が定めるものは、前条第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報により納付する方法とする。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第7条 条例第4条第6項に規定する県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると委員会が認める場合

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第8条 条例第5条第1項に規定する県の執行機関等が定める電子情報処理組織は、委員会の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって当該委員会の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第9条 委員会は、条例第5条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会が定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第5条 委員会は、条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、委員会が定めるところにより、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

2 委員会は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録しな

2 条例第5条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものは、処分通知等に係る事項についての情報に行う電子署名とする。

(処分通知等を受ける旨の表示の方式)

第10条 条例第5条第1項ただし書に規定する県の執行機関等が定める方式は、次の各号のいずれかの方式とする。

- (1) 第8条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号及び暗証符号の入力
- (2) 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の委員会の定めるところにより行う届出
- (3) 前2号に掲げるもののほか、委員会が定める方式

(処分通知等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第11条 条例第5条第5項に規定する県の執行機関等が定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると委員会が認める場合
- (2) 処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると委員会が認める場合

(電磁的記録による縦覧等)

第12条 委員会は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第13条 委員会は、条例第7条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 条例第7条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって県の執行機関等が定めるものは、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電

ければならない。

3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、前項に規定する電子署名とする。

(電磁的記録による縦覧等)

第6条 委員会は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、委員会の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類の縦覧等による方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第7条 委員会は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録の作成等を行うときは、委員会の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。次項において同じ。）をもって調製する方法により行うものとする。

2 条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置は、作成等をした電磁的記録に記録した情報について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて前項に規定するファ

子証明書と併せて前項に規定するファイルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することにより行うこととする。

(添付書面等の省略)

第14条 条例第8条の県の執行機関等が定める書面等及び措置は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条に規定するもののほか、委員会が別に定めるものとする。

イルに記録すること又は磁気ディスクをもって調製することにより行うこととする。

附 則

この規程は、平成17年12月27日から施行する。

附 則（平成28年連合海漁調委告示第1号）

この規程は、平成28年9月20日から施行する。

附 則（令和6年連合海漁調委告示第3号）

この規程は、令和6年6月28日から施行する。